

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 98 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

1日とする。

(注) 列車の運行形態の事由により経路の一部が折返し乗車となる場合で、1枚の車内券又は特殊補充券で発行するときの有効期間も、上記の規定による。

ロ 往復乗車券

復片は片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

1か月・3か月又は6か月とする。

(3) 回数乗車券

3か月とする。但し、通学用割引普通回数乗車券にあつては、6か月とする。

(4) 団体乗車券

そのつど定める。

(5) 貸切乗車券

そのつど定める。

(途中下車)

第 99 条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。但し、次の各号に定める駅を除く。

(1) 次に掲げる駅間を徒歩等任意の旅行として、一方の駅で下車した後、再び他方の駅から乗車する場合は、その下車駅

イ 田原本と西田原本間

ロ 王寺と新王寺間

(2) 定期乗車券を使用する場合は、その券面に表示された経路の発着区間内の任意の駅

(3) 社が特に途中下車のできる駅を指定した場合は、その指定した駅
(環状経路内の他経路乗車)

第100条 環状経路（布施～大和八木～大和西大寺～布施）を部分乗車となる乗車券で、同経路を發または着もしくは一部通過となる普通乗車券又は回数乗車券を所持する旅客は、旅行開始後、環状経路内の乗車区間をその運賃計算経路と異なる他の経路（生駒線、田原本線は除く。）により乗車することができる。

2 前項の規定により旅客が他の経路を乗車中に、途中駅において下車したとき及び途中駅から環状経路以外の駅へ乗車したときは、区間変更として取り扱う。

(割引回数乗車券の効力)

第101条 旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替え)

第102条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを発行駅に差し出して、その氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第103条 乗車券（往復乗車券又は回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき

(2) 旅客が持込禁制品・制限外手回り品又は旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合等で第208条第1項第1号・第209条又は第210条の取扱いを受けたとき

(3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって車外に退去させられたとき

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第104条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (3) 第26条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき
- (5) 券面表示事項又はエンコード乗車券裏面の磁気情報を、塗り消しその他改変して使用したとき
- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (8) 第108条の規定により証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。但し、第96条に規定する小児用乗車券類効力の特例の場合を除く。
- (12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき
- (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき
- (14) 時差回数乗車券を使用条件以外のときに使用したとき
- (15) 土・休日割引回数乗車券を平日に使用したとき
- (16) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第105条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (4) 券面表示事項又はエンコード乗車券裏面の磁気情報を塗り消しその他改変して使用したとき
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第107条の規定による証明書を携帯していないとき
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(回数乗車券の券片の効力の特例)

第 106 条 回数乗車券の券片は、旅行開始前に切り離した場合は、無効として回収する。

(通学定期乗車券の効力)

第 107 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一 般 用

表

裏

6cm	<div style="text-align: center;"> <p>契印</p> <p>証 明 書 No. _____</p> <p>下記の者は、当校 所属 部 (科)</p> <p><input type="checkbox"/> の学生 (生徒) 学年第 学生 (年度生)</p> <p>であることを証明する。氏名 _____ (才)</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>住所 _____</p> <p>年 月 日発行</p> <p>発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者 職 印</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>写真</p> <p style="text-align: center;">契印</p> </div>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>
-----	---	---

8.5cm

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

6 cm	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 契印 証 明 書 No. _____ </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 年 月 日 日まで有効 通学区間 間 </div>																																			
	<p style="text-align: center;">下記の者は、当校 所属 部 (科)</p> <p style="text-align: center;"> <input style="width: 40px; height: 15px;" type="text"/> の学生(生徒) 学年第 学年 (年度生) </p> <p style="text-align: center;">であることを証明する。氏名 _____ (才)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin-left: 10px;">契印</div> </div> <div style="font-size: 10px;"> 生年月日 年 月 日生 住所 _____ _____ 年 月 日発行 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; font-size: 8px;">代表者印 職</div> </div>	<p>通学定期乗車券発行控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発 行 年 月 日</th> <th style="width: 15%;">有効期間</th> <th style="width: 15%;">発 行 駅</th> <th style="width: 15%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">か月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発 行 年 月 日	有効期間	発 行 駅	記 事		か月				か月																									
発 行 年 月 日	有効期間	発 行 駅	記 事																																		
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
17cm																																					

裏

<p>通学定期乗車券発行控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発 行 年 月 日</th> <th style="width: 15%;">有効期間</th> <th style="width: 15%;">発 行 駅</th> <th style="width: 15%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">か月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発 行 年 月 日	有効期間	発 行 駅	記 事		か月			<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。</p> <p>(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要な事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。</p> <p>(3) この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたときは卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>																												
発 行 年 月 日	有効期間	発 行 駅	記 事																																		
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				
	か月																																				

- 備考
1. 内には、学校種別又は指定番号を表示する。
 2. この証明書に用いる写真は、証明書発行前6か月以内に撮影した縦3センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のものとする。
 3. この証明書にはり付ける写真は、証明書発行の日から1か月間に限り、省略することができる。
 4. 中学校第3学年以下（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程の最終学年以下を含む。）の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
 5. 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
 6. 証明書部分を卒業年度まで有効とする（有効期間の記載がある。）場合は、学年および年齢の記載を省略することができる。

2 指定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(学生用割引乗車券等の効力)

第 108 条 学割証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
<div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; margin: 0 auto 10px auto;">契印</div> <p style="text-align: center;">旅行証明書 No.</p> <p>下記の者は、当施設□の被救護者 で下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>付添人氏名 _____ (才)</p> <p>乗車船区間.....駅から ()駅まで</p> <p>平成.....年.....月.....日発行</p> <p>発 行 者</p> <p>所 在 地</p> <p>施 設 名</p> <p>施設代表者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">代表者 職 印</div>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。</p>

備考 1. □内には、指定番号を表示する。

2. 乗車船区間欄末尾のかつこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。